

## 南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金要綱

〔令和6年7月8日〕  
〔白浜町要綱第46号〕

### （趣旨）

第1条 この要綱は、観光客の誘致を促進し、地域観光の活性化及び観光消費の拡大を図るため、町内の観光施設等（観光施設、文化施設、土産物店、農産物及び海産物等直売所、飲食店等の観光要素がある施設等で、利用、入場その他のサービスの提供等を受けることに対して一定の対価を負担する必要があるものをいう。ただし、町が運営管理する施設等を除く。以下「観光施設等」という。）を貸切バスにより周遊する町外からの観光ツアー（旅程の一部に鉄道、航空機等を利用するものを含む。以下「観光バスツアー」という。）を実施する旅行業者に対し、予算の範囲においてその費用の一部を補助することについて、白浜町補助金等交付規則（平成25年白浜町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、日本国内に本店を有する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けているもの（以下「旅行業者」という。）とする。

### （補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの期間（令和6年12月25日から令和7年1月7日までの期間を除く。）において催行される観光バスツアーであって、募集型又は受注型企画旅行商品であること。
- (2) 1旅程あたり、貸切バス1台につき15人以上（乗務員及び添乗員を除く。）が参加する観光バスツアーであること。ただし、旅程の一部に訪日旅行を含むものを除く。
- (3) 別表第1の左欄に掲げる観光バスツアー区分に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する旅程の条件を満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 他の団体等からの助成等を受けている観光バスツアーであるとき。
- (2) 町内の観光施設等の周遊が主たる目的でない観光バスツアーであるとき。

- (3) 学校行事（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校が行う行事をいう。）であるとき。
- (4) 観光バスツアーを提供する相手方が特定の政治活動又は宗教活動を目的とする団体であるとき。
- (5) 観光バスツアーを提供する相手方が白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等であるとき。
- (6) 国、地方自治体が実施する会議、研修等であるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付対象として適当でないと認めるとき。

#### （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する費用とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が社会通念上適切でないと認める経費

#### （補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 旅程の一部に鉄道、航空機等を利用する場合は、前項の補助金の額に2万円を加えた額を補助金の額とする。ただし、町内の駅及び空港を利用する場合に限る。
- 3 前2項の補助金の額は、補助金交付決定額又は補助対象経費の実績額のうちいずれか低い額を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金は、別表第1に定める観光バスツアー区分ごとに、1旅行業者につき20万円を限度とする。
- 5 補助金の交付回数は、同一旅行業者につき、3回までとする。

#### （交付申請）

第6条 規則第4条の交付申請は、南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 観光バスツアー旅程表
  - (2) 旅行業法による登録票の写し
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 3 第1項の交付申請は、観光バスツアーの出発日の1月前までの間に、町長に提出するものとする。

(交付の決定等)

第7条 規則第5条第3項の交付決定通知は、南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第5条第4項の不交付決定通知は、南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(変更等の届出)

第8条 規則第11条第1項の変更等の届出は、南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金交付変更(中止)申請書(様式第4号)により行うものとする。ただし、別に定める軽微な変更を除く。

(変更交付の決定等)

第9条 規則第11条第2項の規定により準用する規則第5条第3項の変更等の交付決定通知は、南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金交付変更(中止)承認決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 規則第11条第2項の規定により準用する規則第5条第4項の変更等の不交付決定通知は、南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金交付変更(中止)不承認決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告及び規則第15条の交付請求は、南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金実績報告書兼請求書(様式第7号)により行うものとする。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 観光バスツアー旅程表
- (2) 南紀白浜観光バスツアー観光施設等利用確認書(様式第8号)
- (3) 南紀白浜観光バスツアー宿泊施設利用確認書(様式第9号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の額の確定通知は、南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金等に係る経理について、一定の帳簿を備えて収入及び支出の状況を記載し、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和6年7月8日白浜町要綱第46号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月25日白浜町要綱第52号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

観光バスツアー区分	旅程の条件
日帰りツアー	同一日に町内の観光施設等を 2 箇所以上利用等すること。 。
宿泊ツアー	町内の宿泊施設に 1 泊以上宿泊し、かつ、町内の観光施設等を 3 箇所以上利用等すること。

別表第 2（第 5 条関係）

旅程区分	観光バスツアー区分	補助額 (貸切バス 1 台あたり)
休日等（旅程に日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を含む旅程区分をいう。）	日帰りツアー	20,000 円以内
	宿泊ツアー	50,000 円以内
平日（旅程に休日等を含まない旅程区分をいう。）	日帰りツアー	40,000 円以内
	宿泊ツアー	100,000 円以内